

2021年1月8日

報道関係者各位

水ing株式会社

新型コロナ対策に関する1都3県への緊急事態宣言を受けて

水ing株式会社、水ingAM株式会社、水ingエンジニアリング株式会社（以後、当社グループ）では、1月7日に政府から出された新型コロナ対策に関する1都3県への緊急事態宣言を受け、以下の対策を行うことのお知らせいたします。

- 在宅勤務、時差出勤、移動制限、マスク着用などの基本的な感染予防行動等の継続
- 緊急事態措置実施区域（1都3県）内の拠点の出勤制限、在宅勤務の徹底

【期間】

1月8日～緊急事態宣言解除後まで ※今後の状況により延期する可能性があります。

【対象区域】

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

【対象拠点】

本社、首都圏支店、北関東営業所、東関東営業所、横浜営業所、藤沢研究開発センター、袖ヶ浦薬品技術センター（分析に関わる業務除く）、薬品製造・購買センター（製造に関わる業務除く）

- 対象区域（1都3県）の出張原則禁止

今後の事態推移を踏まえ、上記以外の支店や営業所についても、所在自治体の緊急事態措置内容に応じ「対象区域（1都3県）」と同様の措置を行う可能性があります。

また、当社グループの社会的な役割を踏まえ、水インフラ施設をはじめとする運営・運転管理業務等については継続・維持いたします。

何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。